

令和 2 年度第 10 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 2 年 8 月 25 日

担当部・課：健康部包括ケア推進室〔内線 2572〕

① 件 名			
(仮称) 石巻市健康づくりパーク (パークゴルフ場) の設置について (一部変更)			
② 施策等を必要とする背景及び目的 (理由)			
【背景】 東日本大震災の津波被害により災害危険区域の指定を受けた低平地の土地利用に関して、雄勝、北上、牡鹿地区において、地元管理による広場等の整備への住民要望の高まりを受けて、地域住民の健康増進とコミュニティの醸成を目的とした土地利用を目指すこととなった。 渡波地区においても地元住民が気軽に運動できる施設整備の要望が寄せられていた。 また、河川敷の有効活用について河北地区において検討が進められていた。			
【目的】 低平地等の有効活用として、河北、雄勝、北上、牡鹿地区及び渡波地区にパークゴルフができる健康づくりパークを整備し、地元住民の施設管理により高齢者等の健康増進や地域コミュニティの一体感の醸成を図る。			
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性			
【根拠法令】			
【〔震災復興計画との整合性 震災復興計画の位置付け：有・無〕】 施策大綱 2 市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す 1 迅速な生活・健康支援と福祉・医療の確保 (2) 被災者の健康支援			
④ 提案に至るまでの経過 (市民参加の有無とその内容を含む。)			
平成 28 年 12 月	災害危険区域内等の土地利用 (パークゴルフ場整備構想) に関する庁内調整会議		
平成 29 年 9 月	河北、雄勝地域まちづくり委員会において事業計画了承		
10 月	北上、牡鹿地域まちづくり委員会において事業計画了承		
11 月	パークゴルフ普及推進・公園愛護会制度による維持管理に関する体験会の開催		
平成 30 年 12 月	雄勝、北上地区実施設計開始		
平成 31 年 2 月	牡鹿地区実施設計開始		
⑤ 主な内容			
(仮称) 石巻市健康づくりパークを以下のとおり設置する。			
(1) 施設の所在等			
名 称	所 在 地	整備概要	備 考
(仮称) 石巻市渡波地区健康づくりパーク	石巻市渡波字浜曾根山地内	39,000 m ² 27 ホール	渡波中・女子商公共用地跡地
(仮称) 石巻市河北地区健康づくりパーク	石巻市中島字川前畑一番地先河川敷	12,000 m ² 18 ホール	北上川河川敷 (左岸堤防敷)
(仮称) 石巻市雄勝地区健康づくりパーク	石巻市雄勝町雄勝字味噌作地内	16,000 m ² 18 ホール	低平地 災害危険区域
(仮称) 石巻市北上地区健康づくりパーク	石巻市北上町十三浜字菖蒲田地内	22,000 m ² 18 ホール	低平地 災害危険区域
(仮称) 石巻市牡鹿地区健康づくりパーク	石巻市鮎川浜湊川地内	20,000 m ² 18 ホール	低平地 災害危険区域

(2) 運営方法	
ア 管理運営	公園愛護会方式による地元利用者団体等への一部業務委託を想定
イ 利用期間	1年を通じて利用できる。
ウ 使用料	無料
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	
【影響・効果】 被災低平地等の未利用地の活用と併せて、高齢者等の健康増進や世代間交流による一体感のある地域コミュニティ形成が図られ、地域力の強化につながる。	
【財源措置及び複数年のコスト計算】 概算維持管理費 4,500千円/年（一般財源）	
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
県内で震災による低平地等を活用して、類似の健康づくりパークを設置しているところはない。	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
令和2年 9月	市議会第3回定例会に <u>（仮称）石巻市渡波地区健康づくりパーク条例</u> の制定について提案。 <u>※ 施行日は公布の日から起算して3年を超えない範囲において規則で定める。</u> <u>※ 今回は渡波地区のみを条例に位置付けし、その他の4地区は今後の工事等を踏まえ、その進捗に応じ（仮称）石巻市健康づくりパーク条例を制定し、その中に（仮称）渡波地区健康づくりパーク条例を取り込み順次改正していく予定。</u>
	河北地区実施設計予定
令和2年10月	渡波地区用地取得申請予定（林野庁）
令和2年11月	雄勝、北上、牡鹿地区整備工事予定
令和3年10月	雄勝、北上、牡鹿地区供用開始予定
令和4年 4月	河北地区供用開始予定
⑨ その他	
<u>※ 水明地区については、河川敷を活用することから国との協議を踏まえて今後整備を図る予定</u>	